

障第1072号
令和7年12月12日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等において発生した感染症に係る公表基準について（通知）

平素より県の福祉政策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等内において感染症が発生した場合には、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」により報告をいただくとともに、県は感染症法に基づき発生状況を公表する取扱いとしています。

今般、別紙のとおり公表基準を見直しましたので、お知らせします。

各関係事業者におかれましては、引き続き感染症対策の徹底及び感染症発生時の報告等にご協力いただきますようお願いします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣 本	担当	澤 本
電話	058-272-1111 内3491		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		